

公募設置管理制度（Park-PFI）について

- 都市公園のストックの増加（1人当たり都市公園面積：10㎡/人を超えている）
- 施設の老朽化、魅力の低下

- 一方で、財政上の制約等から地方公共団体の整備費、維持管理費は限られており、公園整備、更新への投資もある程度限界がある

- 都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけでなく、民間の資金の活用をより一層推進することが必要

民間活力による新たな都市公園の整備手法を創設し、公園の再生・活性化を推進

公募設置管理制度（Park-PFI）の創設

1 制度概要

- (1) 都市公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図ることを目的に、飲食店、売店等の公園施設の設置・管理を行う民間事業者を公募により選定
- (2) 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者に対して都市公園法の特例措置を適用

2 特例措置

- (1) 建蔽率の緩和
(2%に加え、10%上乘せ)
- (2) 自転車駐車場、看板、広告塔の占用
- (3) 設置管理許可期間の更新
(上限20年の範囲内)

<制度を活用した公園整備イメージ>

